

(7) 学校給食単価の改定と保護者負担軽減策について

【概要】

平成28年の給食費改定以降、基本物資（米飯、パン、麺）が年々上昇し、副食（おかず）にかかる費用で調整するなど、献立の工夫で対応してきたが、副食で使用する食材の価格も上昇が続いている。

特に新型コロナによる物流の遅れや様々な世界情勢などの影響による原油価格の高騰など輸送費の増大等により、昨今の物価高騰は顕著である。

こうした状況から現在の給食単価で本市の給食の質と量を維持するには、困難であるため、学校給食単価の改定を行う。

ただし、物価高騰による保護者の負担も増大していることから、令和5年度については、学校給食費改定分について、市で負担することとする。

また、併せて、子育て支援の観点から小中学校に3人以上在籍する世帯の3人目以降の学校給食費を無償とする。

【学校給食費改定】

令和5年度から学校給食費を次のとおり改定する。

	改定後		現行	
	月額	1食あたり	月額	1食あたり
小学校	4,700円	280円	4,200円	249円
中学校	5,300円	315円	4,800円	285円

【改定分の市負担】（改定による差額500円）

給食賄材料費を確保するため、学校給食費を改定したが、保護者の負担も増大していることから、令和5年度の1年間、改定額分を市が負担し、保護者の負担軽減を図る。

(市負担額)	1人あたり	500円×11箇月=5,500円	
	市全体	改定後の年間徴収見込額	628,631(千円)
		給食費据え置きの見込額	568,580(千円)
		<u>市負担額</u>	<u>60,051(千円)</u>

【3人目以降の学校給食費無償】

子育て支援の観点から小中学校に3人以上在籍する世帯の3人目以降の学校給食費を無償とし、多子世帯の負担軽減を図る。

- (要件)・児童生徒及びその保護者が市内在住
- ・対象となる3人目以降の児童生徒が市内の公立学校に在籍
 - ・生活保護などの公的扶助を受けていないこと

(市負担額) 370人×4,200円×11箇月=17,094(千円)